

2020年度の蕨市予算編成に対する要望書

安倍政権による民意無視の強権政治や、ウソ・隠への政治、戦争する国づくりに対する国民の批判はいつそう広がり、経済・外交などの分野でも政策の破たんが明らかになってきました。とりわけ、消費税10%増税の強行や社会保障改悪への企てなど、市民生活との矛盾もさらに深刻になっています。一方、国の政治を変えようとする世論と市民運動は様々な分野で発展し、県内での「オール埼玉総行動」の取り組みや野党共闘の推進など現実の政治を進める大きな役割を果たしています。日本共産党は、国の悪政に立ち向かい、市民の暮らしを守るために、全力をあげる決意です。

こうした中、4期目を迎えた頼高市長の「あったか市政」が、市民の暮らしを守る立場を表明し、多くの市民要求にこたえながら、一方で、財政健全化を推進し、市役所庁舎の建替えなどの事業についても未来を見据える立場で取り組んでいることに、敬意を表するものです。引き続き、市民の切実な願いに目を向け、暮らし応援の市政を推進してください。

日本共産党蕨市議団は、蕨市の2020年度予算編成にあたり、各種団体や個人から市政の要望を聞き、280項目にまとめました。市民の願いの反映でもある市長マニフェスト(あったか市政第2ステージ)を着実に進めるとともに、他の要望・要求についても、積極的に検討していただき、来年度施策などに反映していただくようお願いいたします。

2019年11月22日

日本共産党蕨市議会議員団

日本共産党蕨市委員会

蕨市長 頼高 英雄 様

【重点要望】

【Ⅰ】安全・安心のまちづくりをすすめる

予想される首都圏直下型地震、荒川氾濫などの大規模災害に備えるため、市と地域・市民の防災・減災力を高め、災害に強いまちづくりを市民参加で進めてください。特に、先日の台風19号では、様々な教訓や反省点が指摘され、市民からも多くの要望や意見が寄せられています。それらを整理するとともに、市の防災対策に生かすことが大切です。別紙、要望書を提出しますので検討してください。

市庁舎と市立病院など、公共施設については耐震化を進めるとともに、施設管理の長期計画をたて、老朽化の進んだ施設の改修・建て替えを検討するよう要望します。引き続き住民要望にもとづく都市整備を進めてください。

1、震災対策・風水害対策を強化する。

- (1) 公共施設の耐震化を計画的に推進する。市立病院については建て替えの検討を具体的に進める。
- (2) 高齢者・障がい者などの要援護者の安全対策を強化し、福祉避難所の整備をすすめる。避難所の環境整備、運営については、国際基準であるスフィア基準を参考にして、トイレの整備、プライバシー確保、空調の整備、健康を保つベッドの整備、あたたかい食事、避難者間の民主的な話あいと協力に基づく運営など、改善する。
- (3) 家具転倒防止器具の取り付け促進や、感震ブレーカーに補助金を創設するなど設置をすすめる。
- (4) 地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ、内水ハザードマップの周知をすすめる。地域や個人の防災活動に活かせるよう、活用方法を具体化する。
- (5) 防災メールや防災ラジオを整備する。
- (6) 避難所について、災害種別ごとの収容可能人数を示すとともに、不足する場合は、新たな避

難場所（例えば洪水時の自宅2・3階への垂直避難、協定によるマンションや事業所・商業施設などへの一時退避などを含む）を具体的に示す。

(8) 土のうステーションの増設を行い、周知する。年1回程度必要な家庭への土のう配布及び回収を行う。緊急時の土のうの配備要請には迅速に対応する。

(9) 地震や台風による民間施設の屋根の損壊に対し、ブルーシートでの対応や応急措置を制度化する。

2、蕨駅西口再開発計画の第2・第3工区については、市負担を最小限にする観点から見直しをはかるとともに、市民要望をいかした駅前整備事業を行う。また、近隣の合意状況に最大限配慮するとともに市民・権利者には丁寧な説明を行う。

3、錦町土地区画整理事業の積極的推進をはかる。国の補助金が低いことへの対策を国・県に強く求める。老朽化した仮設住宅の建て替えを引き続き進める。

4、路上喫煙禁止エリアの広報や周知につとめ、徹底をはかる。公共施設における受動喫煙防止対策を行う。

【Ⅱ】市民の暮らしと福祉を最優先した行政をすすめる

安倍政権の経済政策（アベノミクス）は、大企業と大金持ちに恩恵をもたらすだけで、消費税の増税と社会保障の縮減などで、日本社会における貧困と格差は新たな広がりを見せています。

さらに、安倍政権は国民への負担増と給付削減の強化をつうじて社会保障費を削減、抑制するという方針のもと社会保障改悪をすすめて、市民生活を破壊しています。こうしたとき、地方自治体は安倍政権の悪政から住民を守る防波堤の役割を發揮し、国の悪政をそのまま自治体に持ち込ませず住民への被害・しわ寄せを最小限にするために努力することが必要であり、以下の項目について要望します。

1、消費税増税による市民生活や営業などへの影響を積極的に把握するとともに、相談には丁寧に対応する。消費税減税を国に求める。

安倍政権の下で2度にわたり行われた合計1.3億円にも及ぶ消費税増税は、経済の6割近くを支えている家計を直撃し、消費不況と国内需要の低迷に悩む日本経済にとって致命的な打撃となっています。消費税増税が市民生活と地域経済に重大な影響を及ぼしていることを行政において考慮するとともに、国に、消費税減税を含む国民生活応援の施策をとるよう要請してください。

2、誰もが安心して介護が受けられるよう制度の改善をはかる。

「医療・介護総合法」で、要支援者の訪問介護・通所介護を保険給付からはずし、市町村が実施する地域支援事業に移行していますが、引き続き、サービス低下など、市民の不利益にならないよう、十分な配慮と対策を要望します。また、要介護1、2の「軽度者」が利用する生活援助サービスを、介護保険の給付対象から除外することや、原則1割の介護利用料負担をめぐり、2～3割負担になる人を増やすこと、ケアプラン作成の際の利用者負担の導入などを内容とする介護保険法の改定が検討されていると報じられています。が、さらなる介護保険制度の改悪に反対するとともに、強行された際には、その影響が最小限となるよう対応してください。

(1) 「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施にあたってはサービス内容を低下させず、利用者負担が増加することのないよう現在の事業を継続する。

(2) 低所得者に対する介護保険利用料助成制度の充実をはかる（新保険料段階の第1段階から第5段階まで、全ての在宅サービスを対象にする）。

(3) 4カ所目の特別養護老人ホームが開設されたが、その後の待機者の動向に引き続き留意し、必要に応じて増設に向けた計画を検討する。

3、障がい者福祉を充実させる。

2016年に施行された「障害者差別解消法」の前進面も生かし、障害を理由にしたあらゆる差別の解消をめざしてください。障がい者のくらしの場を市内に確保するなど、障がい者が安心して暮らせるよう一層の努力を要望します。

(1) 障がい者のくらしの場（グループホーム、入所施設）を市内に確保するよう努力する。近隣市に新設される入所施設に市民が入所できるよう働きかける。

(2) 夜間保護事業・ショートステイの充実をはかる。

(3) 手話言語条例の制定にあたっては聴覚障がい者や関係団体の意見をとりいれる。()

(4) 「障害者差別解消法」にもとづき、公共施設のバリアフリー化や障がい者への対応方法の見直し、接遇改善に努める。

4、生活困窮者・低所得者対策を充実する。

先進国と比較して日本の格差と貧困は深刻です。日本から貧困をなくすために、憲法115条と生活保護法に基づき「最低生活」を保障する福祉事務所の役割はきわめて大きいものがあります。蔽市においても、ケースワーカーなど職員体制の充実を図るとともに、暮らしに困窮した市民が適切に援助を受けられる環境づくりの一層の推進が必要です。また、「生活困窮者自立支援法」が生活保護を受けるべき人を窓口で追い返すものにならないよう、注意を払いながら、法の趣旨である、生活保護の一手手前にある市民の自立を図るための施策を進めてください。

(1) 生活保護は国民の権利であることを広く市民に知らせる。生活保護の申請書やしおりを窓口等におき、申請しやすくする。辞退届の強要は行わず、辞退届が提出された場合は収入等の調査を十分に行う。

(2) 生活困窮者自立支援事業では、生活保護を受けるべき人を追い出すものとならないよう、市民の自立を図るための丁寧な相談に応じる。

(3) 生活保護基準のさらなる引き下げに反対し、引き下げになった受給者への相談・支援を行う。

(4) 丁寧な対応を行うためにケースワーカーを増員する。

(5) クーラー等の設置については生活福祉資金貸付制度を利用しやすくする。福祉資金が借りられない人には、市独自の貸し付けを行う。

(6) 無料低額宿泊所の入所者の人権を守るため、県と協力し、入居環境の改善をはかる。

(7) 生活保護基準の引き下げに伴い、住民税非課税世帯基準の変更など、関連施策の基準変更等により、市民への負担増とならないよう対策を講じる。

(8) 年1回の資産申告書の提出は強制しない。

5、高齢者・障がい者等の見守りネットワークを整備する。

急速に高齢化が進み、一人暮らしの高齢者・障がい者が増えている中、地域の見守りネットワークを強めます。さらに、日常生活への援助、緊急事態への対応、災害時の避難の支援などを強めてください。

6、国民健康保険税の見直しにあたっては、引き続き県内で低い水準を維持する。

国民健康保険は、低所得者が多く加入する医療保険ですが、安倍政権が2018年度から開始した「国保の都道府県化」によつて、今でも高すぎる国民健康保険税の負担がさらに引き上げられようとしています。加入者の所得が低い国保が、他の医療保険よりも保険料が高く、負担が限界になっている「国保の構造問題」を解決するために、公費投入・国庫負担を増やして国保税を引き下げることが国に強く要望してください。また、歳市の努力として県内でも低い国保税率の水準を維持するよう努力してください。

7、市立病院を充実させる。

国の「再編統合」への動きが強められる中でも、現在の130床規模や急性期病院としての役割を維持するとともに、地域住民に愛される病院をめざし、公立病院としての役割を発揮するよう要望します。

(1) 建て替えにあたっては市民の要望を生かした施設の充実をはかる。

(2) 引き続き経営改善をすすめるとともに、医師・看護師の確保、地域連携の推進、接遇改善、相談窓口の充実等を行う。ソーシャルワーカーを有効に活用する。

(3) 再編統合に向けた国の「リスト」の撤回を求めるとともに、地域医療構想協議会などにおいて市立病院が地域で必要な病院としての共通認識を確立するよう努力する。

【Ⅲ】 安心できる子育て支援をすすめ、教育環境を充実する

安倍政権の「子育て支援」策は、民間企業の参入をうながす「規制緩和」や「詰め込み」など認可保育所以外の「受け皿」拡大が中心で、保育士不足の抜本策もなく本来の子育て支援策からほど遠いものと言わざるを得ません。幼児教育・保育の無償化は、一定の要望に応えるものではありませんが、消費税増税を財源としていることや、多くの課題を残したまま実施されたことは問題です。歳市においては、国

の制度のもとでも、認可保育園の増設を中心にして、待機児童対策を進めるよう要望します。

学校教育においては首長から独立した教育委員会制度を維持・尊重しつつ、少人数学級、教育条件の整備、子どもたちの豊かな成長を保障する教育を進めてください。

1、安心して子育てができるよう子育て支援を強める。

(1) 保育園の待機児童が生じないよう引き続き認可保育園の増設に努力する。特に3歳児の受け入れを増やす。

(2) 保育士の賃上げを行い、正規保育士の増員を行う。

(3) 幼稚園類似施設については無償化の対象となるよう国に働きかける。また、国が対応するまでの間は、市として無償化の対象と同等の援助を行う。

(4) 現在直営の学童保育室は直営を堅持する。必要な増設をすすめるとともに、新規開設にあたり運営委託を行う場合は、保育環境、労働環境が低下しないよう努める。

(5) 直営の学童保育室に常勤の指導員を配置する。非正規職員の指導員の賃上げ等の待遇改善をはかる。指導員の研修を充実する。

(6) 保育対象が6年生まで拡大しても待機児童がでないよう最大限の努力を行う。児童の指導単位を40人以内にするよう努める。発達段階ごとの保育・指導ができる体制を整備する。

(7) 1人親家庭への家賃補助制度は、子どもの数に応じて増額する。

(8) 18歳（高校卒業時）までの医療費を無料にする。

2、一人ひとりの子どもたちにゆきとどいた教育を行う。

(1) 30人学級の実施を目指し、35人学級を早期に全学年で実施するよう国、県に要望する。

中学校で、市独自の35人学級の実施を検討する。スクール支援員、特別支援教育支援員を増員するとともに、勤務日数を増やす。

(2) 老朽化の目立つ校舎を総点検し、計画的に改修をすすめる。すべての学校トイレの洋式化をす

すめる。二中の体育館の雨漏りは早急に改修する。

(3) 就学援助制度について周知、普及に努める。準要保護世帯へ新3項目（PTA会費・生徒会費・クラブ活動費）を支給する。

(4) 教職員の長時間勤務の解消にむけ、在校時間調査の結果をもとに、負担軽減のための検討委員会を設置など具体的な対策を行う。部活動の負担軽減、行政研修や研究授業などの簡素化、不要不急の業務を削減・中止するなどして、教員の抜本的な多忙対策を図る。

(5) 外国籍児童・生徒の増加にあわせて、教育センターでの日本語指導の継続・充実を図る。各学校において教職員の加配や支援員・ボランティアの配置などを行い、習熟度に応じた日本語教育を強化するなど必要な援助を行う。言語や文化、宗教の違いに配慮する。

(6) 未就学の外国人児童・生徒の実態について把握を行う。また、長期欠席となっている児童・生徒には日本人と同様の対応を行う。

(7) 教育機関である図書館・公民館は指定管理者制度などの民間委託は行わない。

(8) 学校給食費を無料にする。

【IV】中小企業支援をすすめ、観光資源の充実をはかる

「小規模企業振興基本法」は、小企業者の「事業の持続的発展」の重要性と、小企業者を「地域経済の主役」と位置づけました。地域経済活性化のためには、地域で根を張ってがんばっている中小企業、自営業者、産業を応援し、地元の資源を活かした魅力ある事業発展を支援することが大事です。「わらびりんご」「双子織」「河鍋暁斎」「日本一のコンパクトシティ」「成年式発祥の地」など、蔵にしかない資源の活用も図り、全国に蔵を発信し、地域経済の発展に役立てるなど、引き続き努力をお願いします。

1、中小企業を積極的に支援する。

(1) 商店街の悉皆調査など、地元中小業者の実態調査を行う。

(2) 市の発注する工事や物品購入はできる限り市内業者に優先発注する。市内業者に発注できる様に分割発注を増やす。小規模修理修繕希望者登録制度を積極的に活用する。

(3) 住宅改修資金助成制度（リフォーム助成）を拡充する。

(4) 空き店舗対策など、商店街活性化のための対策を引き続き強める。

(5) 市内の店舗や事業所の更新、事業転換などを支援するリニューアル助成制度（仮称）を実施する。

2、下請け単価や労賃の切り下げを防止し、「質」の確保、地域社会や環境への貢献などに配慮した「蕨市公契約に関する条例（仮称）」を制定する。当面、労働環境や賃金の実態調査を行う。

3、「わらびりんご」「双子織」「河鍋曉斎」などを活用した地場産業の育成、コミュニティビジネスの支援などを通して、新規産業・起業を支援する。

4、中仙道第二の宿場町としての町並み、各種指定文化財、歴史民俗資料館、河鍋曉斎記念美術館、「成年式発祥の地」「日本一のコンパクトシティ」などを観光資源として維持・充実させる。

【V】市民に親しまれ、信頼される市役所に

住民の福祉および市民サービスの向上をめざすとともに、経費の節約や業務改善、市民の権利に配慮した対応などが引き続き求められています。同時に、市職員の労働者としての権利を守るとともに、非正規職員の労働条件の改善、官製ワーキングプアを生まない努力など、市が率先して安定した雇用を守り増やす役割を果たすよう要望します。

1、市役所の建替えにあたっては、基本設計・詳細設計において財政負担が過大とならないよう留意する。また、基本構想・基本計画に基づき市民の意見・要望を反映させるとともに、近隣との調和や環境への配慮を行う。決定した計画や周辺への影響などの情報は、早期に市民に提供する。

- 2、市役所の業務に必要な職員体制を確保する。非常勤職員の賃金を適正な水準に引き上げる。会計年度任用職員制度の運用にあたっては、職員団体との合意を尊重する。
- 3、各種窓口で市民の要望にそったあたたかい対応を行う。性的マイノリティや犯罪被害者への支援に関する研修や事例検討などを継続的に行う。
- 4、多文化共生をすすめる。増加する外国人住民を「まちづくりパートナー」と位置づけた「蕨市多文化共生まちづくりプラン（仮称）」を市民参加で作成し、外国人住民のまちづくりへの参加促進、多様性を生かした地域活性化、防災対策、次世代育成、生活や教育などの支援・相談などの施策を具体化する。そのための担当部署を置く。
- 5、市の徴税業務は、税の公平性を確保するとともに、市民の暮らしや生業の維持に十分配慮する。税（料）の支払いが困難な市民へは、減免制度や福祉制度の活用を積極的に案内する。徴税業務の外部委託は行わない。
- 6、蕨市施設管理公社、戸田蕨福祉会、蕨市社会福祉協議会、寧幸会、指定管理者制度による指定管理団体の職員・従業員の労働条件の向上につとめる。
- 7、直営の施設は直営を堅持する。指定管理者制度をとる施設においては、市民サービスの維持・向上、労働者の雇用継続などに配慮する。
- 8、公共施設の維持管理においては、総合的な管理のもと、合理的な維持・管理、修繕を行う。特に、公民館や児童館などの空調設備については計画的に改修を行う。
- 9、公共施設の更新を検討する場合には、市の財政状況や市民の利用状況などを考慮する。市民の意向を十分に把握し尊重する。PFIなどの民間の資金や手法に依存する方式は採用せず、市の所有権と管理責任のもと、市民要望や地域の実情にあった施設整備を市の責任で行う。
- 10、マイナンバー制度は、個人情報漏えいなど問題点を十分認識するとともに対応や対策について、すべての職員に研修を行い徹底する。また、独自利用などの制度拡大は行わない。国に対して、制度の廃止を求める。

11、2020年オリンピック・パラリンピックへの対応

「人間の尊厳の保持」「平和な社会の推進」「スポーツをすることは人権の一つ」など、オリンピック憲章の精神に沿って、すべての市民が意義を感じられる取り組みを進めてください。

(1) 多くの児童・生徒が、無料または低廉な費用で、競技を見学出来るようにする。障がい者スポーツの意義の周知を図る。

(2) 聖火リレーに当たっては、多くの市民が親しめる企画などを検討するとともに、事故やトラブルのないよう最大限の配慮を行う。

以上

【一般要望】

◆福祉・医療の充実をはかる

(1) 高齢者福祉の充実

一、介護保険制度の充実をはかる。

①新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」への実施にあたってはサービス内容を低下させず、利用者負担が増加することのないよう現在の事業を継続する。

②低所得者に対する介護保険利用料助成制度の充実をはかる（新保険料段階の第1段階から第5段階まで、全ての在宅サービスを対象にする）。

③4カ所目の特別養護老人ホームが開設されたが、その後の待機者の動向に引き続き留意し、必要に応じて増設に向けた計画を検討する。

④介護事業所のわかりやすい一覧表を配備する。

⑤介護保険利用料が2割負担、3割負担となった世帯の状況に留意するとともに、相談できる体制づくりをすすめる。

⑥全ての要介護認定者に対し、税金の障害者控除の対象となる場合がある事を通知する。新たに認定を受けた市民へは特にわかりやすく説明する。

二、日常的に高齢者が居場所として利用できる施設整備をボランティアの協力を得てすすめる。

老人福祉センター、老人憩いの家等については、高齢者の居場所づくりとして明確に位置づけ、一人でも利用しやすい

環境づくりや、バリアフリーの促進など、運営や施設の充実をはかる。松原会館については、市として建て替えや改修等の対策を積極的に支援する。

三、一人ぐらし高齢者・高齢者のみ世帯・障がい者のいる世帯などへの見守り活動を充実し、ネットワークを整備する。見守り活動の紹介や意識付けなどを目的に広報誌を定期的に発行する。

四、高齢者の日常生活用具の給付を充実する（電動車椅子の追加、補聴器の質の向上等）。

五、福祉理美容券・福祉入浴券は、市役所以外での配布機会をふやす。

六、福祉入浴券は戸田市の浴場でも利用できるようにする。年間を通しての利用に改善する。

七、後期高齢者医療被保険者の健診の自己負担をなくす。

八、防災行政無線での迷い人の放送については結果をホームページ等で広報する。

(2) 障がい者福祉の充実

一、「障害者差別解消法」にもとづき、公共施設のバリアフリー化や障がい者への対応方法の見直し、相談窓口の

拡充および接遇改善に努める。

二、障害者福祉タクシー利用券・ガソリン助成券について対象を精神障がい者にも拡大し、支給枚数を増やす。

ガソリン助成券については利用できるガソリンスタンドを増やすなど、利用しやすい制度に改善する。

三、非課税世帯の障がい者に理美容券を支給する。

四、地域生活支援事業の移動支援は施設内も支援を行う。視覚障がい者への移動支援を充実する。

五、スマイラ松原の職員体制を充実する。

六、夜間保護事業・ショートステイの充実をはかる。

七、障がい者のくらしの場であるグループホームを支援する。

八、市内に重度心身障がい者入所施設を設置する。

九、視覚障がい者に行政資料や教科書等の点訳・テープ資料を公的責任で提供する。市からの郵便物は、視覚障がい者にもわかるように工夫する。

十一、手話言語条例の制定にあたっては聴覚障がい者や関係団体の意見をとり入れる。

十一、屋内信号装置など聴覚障がい者への福祉サービスの普及をすすめる。

十二、音響信号機を増やす。

十三、精神障がい者が就労訓練する就労継続支援B型の設置をすすめる。

十四、みどり保育園など選挙投票所となる公共施設のバリアフリー化をすすめる。

十五、市で配布する市内公共施設地図等において、無料で利用できるトイレ、障がい者も安全に利用できるトイレ、いわゆる「みんなのトイレ」「だれでもトイレ」の記載を行う。

十六、高次脳機能障がい者の相談会を県とも連携し開催する。高次脳機能障がいについての支援や理解のための啓発活動を行う。

(3) 児童福祉、母子福祉の充実

一、18歳（高校卒業時）までの医療費を無料にする。

二、老朽化した保育園の大規模改修を行う。

三、保育行政の充実をはかる。

① 保育園で待機児童が出ないよう引き続き認可保育園の増設に努力し、3歳児の受け入れを増やす。

② 保育士の賃上げを行い、正規保育士を増員する。

③ 正規の給食調理員を各園に配置する。

④ 保育園給食の放射能測定を継続する。

⑤ 一時保育を充実する。

⑥ 産休明け保育を実施する保育園を増やす。

⑦ 3歳児クラスなどの保育士配置基準を改善し、保育内容を充実させる。男性保育士を積極的に採用する。

⑨ 自治体の保育実施義務を後退させず、株式会社が運営する認可保育園では、利益優先の経営が行われないよう監視する。

四、幼稚園類似施設については無償化の対象となるよう働きかける。また、国が対応するまでの間は、市として無償化の対象と同等の援助を行う。

五、留守家庭児童指導室（学童保育室）の充実をはかる。

① 保育対象が6年生まで拡大しても待機児童がでないよう最大限の努力を行う。児童の指導単位を40人以内にするよう努める。発達段階ごとの保育・指導ができる体制を整備する。

② 延長保育の適用緩和を行う。長期休業中の開始時間を午前8時からにする。

③ 直営の学童保育室に常勤の指導員を配置する。当面、児童福祉課または児童センターに指導員の経験と資格を有する職員の配置をすすめ、各指導室への指導・相談体制を充実させる。指導員の賃上げ等の待遇改善をはかる。指導員研修を増やすなど保育内容を充実させる。

④ 現在直営の学童保育室は直営を堅持する。運営委託を行う場合は、保育環境・労働環境が低下しないよう努める。事業者の意見や要望の把握に努める。設備や備品、行事などで直営と差が生じないよう指導するとともに補助の面でも考慮する。また、保育運営業者と学校との情報共有・意志疎通を図る。

⑤ 民設の学童室の開設にあたっては、公設の学童に通う児童と、格差が生じないよう配慮する。

六、経済的困窮家庭の児童・生徒への学習支援の拡充を図る。また、経済的困窮家庭の児童・生徒に対する居場所づくりや

食事の提供などの支援活動に助成を行う。

七、一人親家庭への家賃補助制度は、子どもの数に応じて増額する。

(4) 低所得者対策、生活保護行政の改善、ホームレス対策

一、市内の公園等におけるホームレスの実態をひきつづき調査するとともに、対策を強化する。とりわけシェルター設置や住宅の確保など生活保護と合わせて生活再建に必要な支援を行う。国・県にも対策を要請する。

二、生活保護行政の充実をはかる。

①生活保護は国民の権利であることを広く市民に知らせる。「生活保護のしおり」を各公共施設におく。

②生活保護の申請書を窓口におき、申請しやすくする。

③調査先を明記しない「同意書」の提出は廃止する。

④年1回の資産申告書の提出は強制しない。

⑤辞退届けの強要は行わない。辞退届が提出された場合は、収入等の調査を十分に行う。

⑥生活保護基準の引き下げに反対し、引き下げになった受給者への相談・支援を行う。

⑦生活保護基準の変更に伴い、住民税非課税世帯基準の変更など、関連施策の基準変更等により、市民への負担増とならないよう対策を講じる。

⑧申請後の調査の短縮を図り、すみやかに可否を決定する。

⑨無料低額宿泊所の入所者の人権を守るため、県と協力し、入居環境の改善をはかる。

⑩エアコン等を設置したい人に生活福祉資金貸付制度を知らせる。福祉資金が借りられない人には、市独自の貸付を行う。

三、生活困窮者自立支援事業は生活保護を受けるべき人を追い出すものにならないよう、市民の自立を図るための丁寧な相談に応じる。

四、保護世帯、低所得世帯に対して無料入浴券の配布、冬季の灯油支給、夏季の見舞金、上・下水道料金の軽減措置

など市独自の援助を行う。

五、低所得者への家賃補助制度を導入し、高齢者、障がい者、一人親世帯への家賃補助制度については拡充をはかる。

六、生活保護基準の引き下げを他施策へ波及させないようにする。

七、市民、行政、事業者による見守りネットワークをひきつづき強める。

八、ライフラインの停止については、市民の生活状況をよく見極める。

九、高齢者のみの世帯や障がい者、就学前児童、重度の要介護認定者などがある世帯でエアコン等の冷房機を所有していない世帯に対し、エアコンの購入・設置への補助を行う。

(5) 福祉一般

一、借家契約で公的保証人制度を実施する。

二、市民葬は、直葬などの様式にも利用できるように利用条件の緩和を行う。

(6) 保健・医療・国民健康保険制度の充実

一、新型インフルエンザ対策を強化する。季節型インフルエンザの低所得者に対する予防接種の補助を実施する。

二、埼玉土建国保などへの補助金を継続する。

三、特定健診の自己負担をなくす。検査項目をふやす。受診率の向上および保健指導率の改善をはかる。健診から指導までの期間短縮、訪問指導の実施、対象者への督促などで、市民に健康への啓発をすすめる。

四、各種検診の受診率の向上をめざす。

五、国民健康保険の見直しにあたっては、引き続き県内で低い水準を維持する。

六、国保税の減免制度を拡充する。収入基準を生活保護基準の1・3倍まで引き上げる。預貯金等の制限を、生活保護基準の5倍まで引き上げる。資格証明書の発行は引き続き行わない。

七、国民健康保険の一部負担金減免制度を利用しやすくする(収入基準は生活保護基準の1・3倍、預貯金は350万円までは認める)。

(7) 市立病院の充実

- 一、建て替えにあたっては市民の要望を生かした施設の充実をはかる。
- 二、再編統合に向けた国の「リスト」の撤回を求めるとともに、地域医療構想協議会などにおいて市立病院が地域で必要な病院としての共通認識を確立するよう努力する。
- 三、将来構想に基づき地域医療の拠点としての役割を務める。また、介護・福祉・保健との連携を具体的に進める。
- 四、引き続き経営改善をすすめるとともに、医師・看護師の確保、地域連携の推進、接遇改善、相談窓口の充実等を行う。ソーシャルワーカーを有効に活用する。
- 五、職員の労働実態を把握し、改善をはかる。
- 六、小児科救急医療を充実させる。
- 七、使用する医薬品は、後発品を積極的に使用する。

◆教育・文化・スポーツの向上のために

- (1) 小・中学校の教育の充実について
- 一、30人学級の実施を目指し、35人学級を早期に全学年で実施するよう国、県に要望する。
- 二、35人程度学級のための教員配置については基準日を過ぎても必要と判断すれば可能な限り配置に努める。中学校で、市独自の35人学級の実施を検討する。
- 三、教職員の長時間勤務の解消にむけ、在校時間調査の結果をもとに、負担軽減のための検討委員会の設置など具体的な対策を行う。部活動の負担軽減、行政研修や研究授業などの簡素化、不要不急の業務を削減・中止するなどして、教員の抜本的な多忙対策を図る。スクール支援員、特別支援教育支援員を増員するとともに、日数を増やす。
- 四、休職する教員ができた場合は、市費による配置も含め、すみやかに代替教員を配置する。
- 五、養護教諭の複数配置を国・県に要求する。
- 六、各学校に専任の学校図書館司書を配置する。
- 七、体育系と文化系を問わず、県外も含めて大会等に参加する児童・生徒の保護者の負担軽減に努める。
- 八、外国籍児童・生徒の増加にあわせて、教育センターでの日本語指導の継続・充実を図る。各学校においても教職員の加配や支援員・ボランティアの配置などを行い、習熟度に応じた日本語教育を強化するなど必要な援助を行う。言語や文化、宗教の違いに配慮する。
- 九、未就学の外国人児童・生徒の実態について把握を行う。また、長期欠席となっている児童・生徒には日本人と同様の対応を行う。
- 十、学校の教材・備品購入費を増額し、いっそうの父母負担軽減に努める。
- 十一、研究指定及び研究委嘱を行う場合は、学校の独自性を尊重する。
- 十二、就学援助制度の周知・普及に努める。進要保護世帯へ新3項目（PTA会費・生徒会費・クラブ活動費）を支給する。
- 十三、林間学校に対する補助金を増額する。
- 十四、教職員を対象にした労働安全衛生委員会を設置する。
- 十五、各学校に教職員の休憩室を設ける。
- 十六、教職員の健康診断で希望者には脳ドック、婦人科検診（子宮ガン、乳ガン等）も加える。アスベスト健康被害に対す
る調査や健康診断を実施する。
- 十七、就学时健康診断は教育委員会の責任で実施する。
- 十八、心身障害、難病などにより長期欠席する児童・生徒に対して在宅授業を行う。そのための訪問教師を市費で確保し、
県に補助を要請する。
- 十九、児童・生徒の安全を確保するために、メール配信の充実や防犯パトロールの強化など、防犯対策を拡充する。
- 二十、下校時に防災行政無線を使って児童の声での見守りの放送の拡充を行う。

- (2) 小・中学校の施設の充実について
- 一、学校体育館にエアコンを整備する。
 - 二、老朽化の目立つ校舎を総点検し、計画的に改修をすすめる。特に、南小学校、塚越小学校の大規模改修及び西小学校の内装改修を行う。
 - 三、校舎や二中体育館の雨漏りは早急に調査し、改修する。
 - 四、すべての学校トイレの洋式化を行う。トイレの清掃をふやす。
 - 五、東小および中央小のプールを改築する。
 - 六、中央東小学校の渡り廊下の雨水対策を行う。
 - 七、各学校に温水シャワーを設置する。
 - 八、給食の配膳室に給湯施設をつける。
 - 九、定期的に学校遊具等の安全点検を行い、問題箇所はすみやかに改修する。

- (3) 青少年の健全育成及び高校就学支援について
- 一、体育館・公民館・勤労青少年ホームにおける青年・高校生の利用促進を図る。居場所としての利用や青年・高校生向け講座の開設を行う。
 - 二、いじめ、DV、デートDV、虐待などの問題点を認識させる暴力防止教育をすすめる。
 - 三、ネットトラブルから児童・生徒を守る取り組みを広げる。
 - 四、アウトメディア宣言の内容でメディアコントロールの取り組みをすすめる。

- (4) 学校給食の充実について
- 一、学校給食費を無料にする。
 - 二、輸入食品や食品添加物の利用をおさえ、豊かで安全なおいしい給食をめざす。
 - 三、放射能測定を継続する。食中毒防止対策を強める。
 - 四、除去給食の実施などアレルギー対策を強化する。外国人の宗教上の理由での除去給食にも対応する。
 - 五、保護者、教職員の意見をとりいれ、メニューを増やすなど質の向上に努力する。
 - 六、給食センターの調理室等にエアコンを整備する。

- (5) 市立図書館の充実について
- 一、教育機関である図書館・公民館は指定管理者制度などの民間委託は行わない。
 - 二、蔵駅西口再開発において図書館を整備する場合には、利用の多い学習スペースなどの充実を図る。また具体的な整備内容は市民の声を生かして行う。
 - 三、図書購入費を増額し、一般図書および新聞・雑誌・漫画・DVDなどの充実をはかる。
 - 四、職員及び司書を増員し、利用時間を延長する。開館日を増やす。
 - 五、視聴覚設備の充実をはかる。

- (6) 公民館の充実について
- 一、公民館の老朽化している空調設備は計画的に改修をすすめる。
 - 二、北町公民館のカラオケ設備を改善するために、北町コミュニティ委員会へ支援する。
 - 三、プロジェクターや暗幕など視聴覚設備の充実をはかる。
 - 四、全ての公民館で利用申請を夜間および土日でも行えるようにする。
 - 五、公民館の貸し部屋について政党利用を認める。

- (7) 歴史民俗資料館の充実について
- 一、資料館の役割にふさわしく、常設展、特別展の内容を充実する。とりわけ、常設展において、双子織やその後の繊維産業の歴史、蔵空襲など戦争時の記録や資料など、近代にかかわるコーナーを常設する。
 - 二、学校教育との連携を強める。特に、小学校の見学に際しては、学芸員による解説を行うことや、興味をもてる展示を工夫するなど、子どもたちが蔵市の歴史に関心を持てる対応を行う。
 - 三、岡田家文書など、この間の調査研究の結果について、市民にわかりやすく成果を伝える対応を検討する。

四、市民の戦争体験など平和の映像収集を充実する。

(8) 文化・スポーツの充実について

一、文化活動助成制度を充実させ、市民の自主的な文化活動を補助育成する。

二、借上げの温水プールを充実する。

三、市民会館、市民体育館およびプールの運営については、市民要望が反映されるよう指定管理者と協議する。バリアフ

リー化は市の責任で行う。

四、子どもたちがキャッチボールなどできるネット付きのグラウンドを確保する。

五、わらび信濃山荘への市民の利用をさらに促進する。

◆住みよいまちづくりのために

(1) 災害対策・交通安全・防犯対策の強化

一、公共施設の耐震化を計画的に推進する。市立病院については建て替えの検討を具体的に進める。

二、民間住宅の耐震化への補助を拡充する。特に、民間木造住宅への耐震化補助金をふやす。

三、家具転倒防止器具の取り付けを促進する。地震ブレーカーに補助金を創設するなど設置をすすめる。

四、防災無線など災害情報等の伝達手段を充実させるとともに、防災メールや防災ラジオなど新たな方法も検討し整備する。

五、洪水時の避難準備等の対策のため、県や近隣市と共同してタイムラインの整備を進める。また、台風19号の教訓を整理し、必要な対策を具体化する。

六、水害対策として、引き続き市内各地に必要な容量の雨水調整池を設置する。特に、国道17号線と旧中仙道の交差点付近の水害対策を強める。

七、地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ、内水ハザードマップの周知をすすめる。地域や住環境ごとの具体的な避難方法を示すなど、活用できる情報提供を行い、防災訓練などに生かす。

八、地震や台風による民間施設の屋根の損壊に対応し、ブルーシートでの対応や応急措置を制度化する。

九、土のうステーションの増設を行い、周知する。年1回程度必要な家庭への土のう配布及び回収を行う。緊急時の土のうの配備要請には迅速に対応する。

十、集中豪雨時の初動体制など水害時の体制を強化する。

十一、過去の大災害の教訓を踏まえ、災害用備品の見直しをおこなない、必要な備蓄品を各地域に配備する。

十二、市民が災害に備えるために必要な情報提供を積極的に行う。

十三、図上訓練・避難所運営訓練を引き続き実施する。各地域での災害発生を想定したものや市職員全体の動きを検証する。

図上訓練なども具体化する。

十四、自主防災組織への支援を強め、災害に強いコミュニティづくりをすすめる。御殿町4丁目自主防災会など防災倉庫の新設や移設を検討している自主防災会については親身に相談に応じる。

十五、避難所について、災害種別ごとの収容可能人数を示すとともに、不足する場合は、新たな避難場所(例えば洪水時の自宅2・3階への垂直避難、協定によるマンションへの一時退避などを含む)を具体的に示す。

十六、高齢者、障がい者など要援護者の安全対策を強化し、福祉避難所の整備をすすめる。避難所の環境整備、運営については、国際基準であるスフィア基準を参考にして、トイレの整備、プライバシー確保、空調の整備、健康を保つベッドの整備、あたたかい食事、避難者間の民主的な話あいと協力に基づく運営など、改善する。

十七、消防の広域化は行わない。国の整備指針の7割程度にとどまっている消防職員の増員や耐震性防火水槽の増設など消防力の強化をはかる。

十八、アスベスト対策を推進する。民間施設についても現状把握に努め、補助制度の創設や情報提供を行うなど調査及び撤去工事を支援する。

十九、蕨市北町1丁目市民体育館南側、元蕨法華田線と蕨中央通り線の交差点、元蕨法華田線と主要地方道朝霞蕨線の交差点に信号機の設置を積極的に働きかける。

二十、交差点や大型店周辺について、カーブミラーの設置や「止まれ」の標識・表示、点字ブロックを充実するなど、交通安全対策に力を入れる。

二一、自転車の交通マナーについての啓発など自転車安全利用条例にもとづく安全教育をいっそう推進する。
二二、商店などによる道路の不法占用をなくす指導を強める。
二三、駅周辺の放置自転車対策を引き続き強める。蕨駅東口に市営の自転車駐車場の増設を行う。一時利用できる駐輪場の整備をすすめる。

二四、老朽化している2段ラック式の自転車駐輪場を建て替える。申し込みにあたっては、高齢者など体力の弱い人は下段の利用を優先できるように申し込み方法を改善する。
二五、地域からの防犯灯の増設要望を毎年受け付け、計画的に増設する。

(2) 環境の改善

一、地球温暖化問題を重視し、二酸化炭素排出量の削減や自然エネルギーの活用など実効ある対策を講じる。市民への啓発を強化する。

二、ゴミの減量化をすすめる。分別収集を徹底し、容器包装以外のプラスチックの再資源化をすすめるなど、リサイクル・再資源化をいっそう強める。民間企業に対しても、ごみの減少・再資源化の広報や行政指導を行う。

三、ゴミステーションの利用が難しい高齢者や障がい者世帯等を対象に、個別に訪問しごみ収集を行う「ふれあい収集」を実施する。

四、粗大ゴミ収集手数料を減額する。一般ゴミの有料化は行わない。

五、外国語版「ごみの出し方」を関係者に配布するとともに、内容を周知できるように地域のとりくみを支援する。

六、敷地内にゴミ置き場がない集合住宅（北町1丁目など）へのゴミ収集への指導を強める。管理人のいない集合住宅のゴミ置き場対策を指導する。

七、のら猫の不妊・去勢手術の助成事業を継続する。のら猫を増やさないために、適正な飼育の仕方を啓発、指導する。鳥などへの餌やりを行わないよう啓発する。

八、犬の糞やマーキングに関するマナーについて飼い主への啓発を行う。

九、羽田空港の便数増加に伴う飛行ルートの変更については騒音などの影響が生じないよう国に求める。

十、路上喫煙禁止エリアの広報や周知につとめ、徹底をはかる。公共施設における受動喫煙防止対策を行う。

十一、蕨駅東西口のタバコ禁止区域においては、啓発用横断幕、立て看板の取り替えや、適切な場所への移動を行い、いっそうの啓発を図る。日本語を解しない外国人が増えていることを考慮し、外国語、または、ユニバーサルデザインでの表現を使う。

十二、市内における民泊の実態を把握し、市民からの相談や苦情をうける体制をとる。

(3) 市民の願いを生かしたまちづくり

一、蕨駅西口再開発計画の第2・第3工区については、市負担を最小限にする観点から見直しを図るとともに、市民要望をいかした駅前整備事業を行う。また、近隣の合意状況に最大限配慮するとともに市民・権利者には丁寧な説明を行う。事業内容の検討にあたっては以下の点に留意する。

①近隣へのビル風や日影の影響を最小限にする。

②駅利用者その他、公共公益施設・商業施設利用者のための駐車場・駐輪場を確保する。

③近隣の店舗や事業者などと調和のとれた商業施設・事業者の選定を行う。

二、中央第一地区のまちづくりの進捗を図るとともに、商店街の整備については市民の意見を生かし検討する。

三、錦町土地区画整理事業の積極的推進をはかる。国の補助金の交付率が低いことへの対策を国・県に強く求める。老朽化

した仮設住宅の建て替えを引き続きすすめる。

四、錦町の公共下水道（汚水及び雨水）事業の促進をはかる。

五、公共下水道が整備されていない地域のU字溝の清掃を定期的に行う。フタかけの要望に積極的に対応する。

六、コミュニティバスを増やし、逆回りルートなどの拡充をはかる。塚越と市役所間、蕨駅と市役所間のアクセスを向上させる。停留所にはベンチの設置や段差解消をすすめる。

七、「蕨市中高層建築物の建築に係る事前公開及び紛争の調整に関する条例」、「蕨市まちづくり指導要綱」及び「蕨市ワンルーム形式集合住宅の建築に関する要綱」を充実させる。

①事業者が近隣住民からの要求への配慮を求める。

②整備すべき緑地帯、公園を増やす。

③開発規模に応じて雨水調整池の設置を義務付ける。

- ④ 雨水利用を行うなど環境を守る。
- ⑤ ワンルームマンションは管理人をおくよう指導する。
- ⑥ フタ付きのゴミ集積所を設置するよう指導する。
- 八、用水路の浚渫を定期的に行う。見沼代用水を浚渫するよう働きかけを強める。
- 九、中仙道の景観道路で車止めにより車イスが通行できない箇所の改善をはかる。
- 十、市道の状況を正確に把握し、市道の改修を計画的に行う。クラック（かめ割れ）やL型側溝の不具合などについては
放置せず、早期に補修する。
- 十一、歩道の段差解消を積極的にすすめる。歩道などに休憩用の椅子を設置する。
- 十二、公園の維持管理を充実する。
- ① 除草や樹木の剪定、トイレ清掃の回数を増やす。
- ② 遊具・施設の点検を充実させ修繕を徹底する。
- ③ ブランコ下の水たまり対策を行う。
- ④ 北町5丁目12番地のちびっこ広場の砂場に犬猫侵入防止柵を設置する。古いタイプの柵は新しいタイプの柵にかえる。

⑤ 市民公園や北町公園などの側溝を定期的に清掃し、排水機能が悪くならないようにする。

十三、市民公園でのバーベキュー利用者のマナー向上を啓発する。ランニングコースは足やひざに負担の少ない舗装へ改修をする。

十四、塚越グラウンドの古い鉄柵は撤去ないし改修する。

十五、桜並木や街路樹の剪定回数を増やす。樹木の安全点検を定期的に行う。市民公園や北町5丁目の桜の根による地面の盛り上がりには随時対応する。落ち葉清掃については市費での対応も含め、地域の実情にあったやり方で対応する。

十六、道路沿いの植栽の高さを市民の安全に配慮した高さにする。

十七、市営住宅の充実をはかる。

① 錦町2丁目第2住宅については建て替えをする。

② 市営住宅の修繕および維持管理を充実・改善する。老朽化の激しい住宅は改築する。

③ 承継を配偶者に限定せず、従来どおり三親等を認める。資産調査の同意書は義務づけがない。

◆ 勤労者、中小企業、農業者、女性のために

(1) 勤労者を支援する施策

一、市の施設や市の委託で働く労働者の待遇改善をはかる。

二、公共事業の発注にあたって、建設業退職金共済制度の活用を徹底をはかる。公契約における労働条件の改善をはかる。労働者の賃金実態などの労働条件を調査し、市が実態把握に努める。

三、労働法制が適用されないシルバー人材センターの活用にあたっては、一般労働者の雇用に影響をあたえないよう十分に配慮する。

四、労働基準法を正しく認識するために、啓発および労働セミナーを充実する。労働相談を充実する。

五、雇用契約通算5年で労働者が申し出れば有期雇用から無期雇用へ転換できる制度の周知をはかり、安定した雇用環境づくりを進める。

六、高額商品の押し売り、多重債務、電話・はがき・インターネットを悪用した悪徳商法などから市民を守るため引き続き消費者相談体制を充実する。

七、マンション管理などの相談を充実する。

八、就職支援相談を充実する。

(2) 中小企業・農業を支援する施策

一、商店街の悉皆調査など、地元中小業者の実態調査を行う。

二、市の発注する工事や物品購入はできる限り市内業者に優先発注する。市内業者に発注できるように分割発注を増やす。小規模修理修繕希望者登録制度を積極的に活用する。

三、住宅改修資金助成制度（リフォーム助成）については予算の増額や助成の拡大などの拡充を行う。
四、入札及び契約は、公正性・競争性・透明性を確保し、下請け単価や労賃の切り下げを防止し、「質」の確保、地域社

会や環境への貢献などに配慮した「蕨市公契約に関する条例（仮称）」を制定する。

五、市内の店舗や事業所の更新、事業転換などを支援するリニューアル助成制度（仮称）を実施する。

六、空き店舗対策など、商店街活性化のための対策を引き続き強める。

七、緑地の保全につとめ、そのための助成制度を設ける。

八、地産地消を推進する。

九、「わらびりん」・「双子織」・「河鍋暁斎」などを活用した地場産業の育成、コミュニティビジネスの支援などを通して、新規産業・起業を支援する。

十、中仙道第二の宿場町としての町並み、各種指定文化財、歴史民俗資料館、河鍋暁斎記念美術館、「成年式発祥の地」「日本一のコンパクトシティ」などを観光資源として維持・充実させる。

（3）男女平等の実現のために

一、男女共同参画条例と男女共同参画基本計画に基づいて、進捗状況を市民にわかりやすく公開する。

二、学校教育をはじめ、すべての分野での女性差別をなくすための啓発活動を強める。

三、市の女性職員の管理職への登用を積極的に行う。女性職員の研修の参加をふやす。

四、女性を各種審議会、行政委員会にさらに積極的に登用する。

五、ドメスティックバイオレンス（DV）への対策を強める。女性問題の専門家（フェミニストカウンセラー）による女性性相談を拡充する。また、他機関との連携を強める。

◆憲法を守り、平和・民主行政をすすめる

一、憲法の平和的民主的精神を市政に生かし、平和行政を積極的にすすめる。

①憲法の改悪に反対する。

②核兵器禁止条約の批准や、非核三原則の厳守を政府に求める。

④「蕨市平和都市宣言」を市の封筒やクリアファイルに掲載するなど趣旨普及に努める。

⑤視聴覚ライブラリーに反核・平和の映画フィルム、ビデオを充実させる。

⑥市民の反核・平和運動への支援、協力を行う。

⑦8月の原爆の日に行われる広島、長崎の平和記念式典に、市職員や中学生を含めた市民代表を派遣する。

⑧小・中学生への戦争体験を伝えるとくくみを積極的に実施する。

⑨自衛隊の海外派兵に反対する。

⑩戦争法の具体化や、有事法制の発動に反対するとともに、蕨市としていつさいの戦争協力を拒否する。

二、市庁舎など公共施設での日の丸掲揚をやめる。市の公式行事で「日の丸」は掲げず、「君が代」の斉唱を行わない。

小・中学校で「君が代」の斉唱を強制しない。議場への国旗掲示はやめる。

三、情報公開条例の改善をはかる。外郭団体の情報公開を推進する。あわせて、市が多額の補助金・助成金・負担金を交付している団体および指定管理者の情報公開を推進する。

四、選挙管理委員会や各種審議会・行政委員会などの議事録について市ホームページでの公開をすすめる。

五、各種審議会への公募制を拡大するなど市民参加をすすめる。

六、市民オンブズパーソン制度を導入する。

七、同和対策を特別扱いしない。北足立郡市町同和対策推進協議会の廃止をめざす。

八、永住外国人の蕨市での参政権を認める。

九、職員採用で国籍条項をなくす。

◆市民が親しみをもって、活気ある市役所にする

（1）公共施設総合管理計画の実施にあたって

一、公共施設の維持管理においては、総合的な管理のもと、合理的な維持・管理、修繕を行う。特に、公民館や児童館などの空調設備については計画的に改修を行う。

二、公共施設の更新を検討する場合には、市の財政状況や市民の利用状況などを考慮する。市民の意向を十分に把握し尊重

する。PFIなどの民間の資金や手法に依存する方式は採用せず、市の所有権と管理責任のもと、市民要望や地域の実情にあつた施設整備を市の責任で行う。

(2) 市民が親しみをもてる市役所にするために

一、市役所の建替えにあたっては、基本設計・詳細設計において財政負担が過大とならないよう留意する。また、基本構想・基本計画に基づき市民の意見・要望を反映させるとともに、近隣との調和や環境への配慮を行う。また、決定した計画や周辺への影響などの情報は、早期に市民に提供する。

二、市の窓口でワンストップサービスを実施する。

三、各種窓口で市民の要望にそつたあたたかい対応を行う。性的マイノリティーや性犯罪被害者の支援に関する研修や事例検討などを継続的に行う。

四、パートナーとして宣誓した2人(性的マイノリティーのカップルや事実婚の市民など)の関係を認定する蕨市独自の「パートナーシップ条例」を制定する。

五、市民課窓口に障がい者や高齢者が座れる「あつたかエリア」を設置する。

六、税金の収納業務は人権や生活実態に配慮し、担税能力に見合ったきめ細かな対応を行う。滞納者には、必要に応じて福祉施策を案内するなど、福祉部門との連携を図る。

七、「市民の声ポスト」を各公共施設に設置する。

八、インターネットによる公共施設の利用予約を拡充する。

九、土曜日の開庁を拡大する。

十、市の文書で元号を記載する際は西暦を併記するなどわかりやすくする。

十一、市ホームページの契約期間更新時期に合わせて、近隣市のホームページも参考にして、刷新する。スマホ対応を可能にする。

(3) 多文化共生を推進するために

一、増加する外国人住民を「まちづくりパートナー」と位置づけた「蕨市多文化共生まちづくりプラン(仮称)」を市民参加で作成し、外国人住民のまちづくりへの参加促進、多様性を生かした地域活性化、防災対策、次世代育成、生活や教育などの支援・相談などの施策を具体化する。そのための担当部署を置く。

二、外国人向けの相談窓口を設置する。役所の文章や表記を外国人にもわかりやすく「やさしい日本語」で対応する。

三、日本語ボランティアの養成を市の責任で行う。その活動を支援する。

(4) 市民に開かれた市議会へとさらに前進させるために

一、政務活動費は関係書類のインターネットでの公開、閲覧窓口を設けるなど、より一層の情報公開に努める。

二、傍聴者への配布資料を充実する。

三、請願・陳情者の意見陳述を休憩中ではなく正式な会議の中で行い、委員会記録に記載、公開を行う。

四、費用弁償を廃止する。

五、議長車を廃止する。

六、議会だよりなどで、議案・請願等に対する議員の態度が分かるように、議員個人ごとに記載するように改善する。

(5) 明るく活気ある市役所をつくるために

一、パワハラ、セクハラを防止するための積極的な施策を実施する。

二、昇給昇格基準の見直しなど、年齢による給料保障の改善を図る。

三、長期病休職員の復職プログラムをつくる。

- 四、成果主義を導入しない。市場化テストは行わない。
- 五、職員の福利厚生施設の充実をはかる。
- 六、サービス残業をなくすために引き続き努力する。職員の有給休暇の取得を積極的にすすめる。
- 七、業務に必要な職員体制を確保する。市民サービスの民間委託への切り替えは行わず、各サービスを市直営で充実させる。
- 八、再任用制度の充実をはかる。希望者全員を再任用する。消防職の再任用を受け入れる環境を整備する。
- 九、非常勤職員の賃金を適正な水準に引き上げる。パート職員の賃金など労働条件の向上をはかる。会計年度任用職員制度の運用にあたっては、職員団体との合意を尊重する。
- 十、違法派遣・偽装請負の疑いがあるものは調査し、問題があればただちに是正する。
- 十一、蕨市施設管理公社、戸田蕨福祉会、蕨市社会福祉協議会、社会福祉法人寧幸会、指定管理者制度による指定管理団体の職員・従業員の労働条件の向上につとめる。
- 十二、市が発注する事業や指定管理者が運営する事業において「官製ワーキングプア」をなくす。
- 十三、指定管理者制度の指定は市民サービスの維持、向上、労働者の雇用継続などに配慮する。直営の施設は直営を堅持する。
- 十四、法定雇用率を満たすように、障がい者雇用の推進を図る。市立病院においては障がい者が安心して働けるよう職場環境を整える。

(6) 経費削減に努力し、市民負担の軽減につとめる

- 一、土地開発公社の経営健全化計画を推進する。利用見込みのないものは売却する。市民合意のない事業用地の先行取得は行わない。
- 二、戸田競艇企業団、蕨戸田衛生センター組合議会の旅費、食糧費、交際費、報酬および三市議会議員福利厚生助成金を削減するよう働きかける。
- 三、マンションの共有部分(道路、公園、集会所など)の固定資産税の減免を行う。
- 四、マイナンバー制度について
 - ①個人情報情報の漏えいなど問題点を十分認識するとともに対応や対策について、すべての職員に研修を行い徹底する。
 - ②独自利用などの制度拡大は行わない。
 - ③国に対して、制度の廃止を求める。
- 五、消費税増税による市民生活や営業などへの影響を積極的に把握するとともに、相談には丁寧に対応する。消費税減税を国に求める。
- (7) 2020年オリンピック・パラリンピックへの対応
 - 一、「人間の尊厳の保持」「平和な社会の推進」「スポーツをすることは人権の1つ」など、オリンピック憲章の精神に沿って、すべての市民が意義を感じられる取り組みを進める。できるだけ多くの児童・生徒が、無料または低廉な費用で、競技を見学出来るようする。障がい者スポーツの意義の周知を図る。聖火リレーにあたっては多くの市民が親しめる企画などを検討するとともに、事故やトラブルのないよう最大限の配慮を行う。

◆ 国および県に対して要望する。

(1) 国への要望

- 一、消費税を5%に減税する。また、格差をただし、くらしを応援する経済政策に転換するために、以下の改革を行う。
 - (1) 税金の改革——消費税増税の中止。大企業と大資産家に応分の負担を求め、財源を確保するとともに、格差を是正する。
 - (2) 予算の改革——社会保障・教育・子育て・若者を優先し、格差と貧困の是正に役立つ予算を増やす。
 - (3) 本物の働き方の改革——8時間働けばふうにくらせる社会を実現する。
 - (4) 地域経済の再生——大都市と地方、大企業と中小企業の格差を是正する。
- 二、安倍政権の9条改悪の方針を撤回し、憲法9条にもとづく平和の外交戦略を確立する。
- 三、安保法制＝戦争法、特定秘密保護法、共謀罪法を廃止し、立憲主義と民主主義、平和主義をとり戻すとともに

- に、「個人の尊厳」を守り大切にすることを築く。
- 四、北朝鮮問題の「対話による平和的解決」に向けて、国際社会でのイニシアチブを発揮する。
- 五、核兵器廃絶に向け、被爆国としてふさわしい役割を果たす。核兵器禁止条約に署名するとともに、条約発効に向け積極的に国際社会に働きかける。
- 六、米軍の新基地建設を中止し、基地のない平和で豊かな沖縄をつくる。埼玉県上空も飛行しているオスプレイの訓練を中止するとともに、配備撤回する。
- 七、原発の再稼働を行わず、原発ゼロの日本、再生可能エネルギー先進国をめざす。
- 八、女性への差別、格差をなくし、人権をまもり、自由と民主主義を発展させる。特に、女性への差別や不当な扱い、性的マイノリティへの差別や偏見、ヘイトスピーチなどの人権侵害については、早急に対応する。
- 九、災害から国民のいのちと財産を守る。被災者の生活と生業の再建を支援するとともに、災害に強い社会と国土に、防災・減災のまちづくりを進める。当面、避難所となる学校体育館などへのエアコン整備活用できる緊急防災・減災事業債の事業期間を延長する。
- 十、自治体の機能と役割を弱め、地方自治を壊す「改革」をやめる。地方自治体の財源を保障する。
- 十一、病床数の削減や公立・公的医療機関「再編・統合」の押し付けを行わない。自治体病院への補助を増やす。医師を増員する。
- 十二、障がい者入所施設の建設を推進する。そのための予算を抜本的に増額する。
- 十三、高速道路料金の障がい者割引制度では、登録した自動車しか認めない制度を改善する。
- 十四、交通機関の障がい者割引制度を充実する。
- 十五、錦町土地区画整理事業への補助金を増額する。
- 十六、蕨駅へのホームドアの設置を計画どおりすすめるようJRに指導する。
- 十七、公共下水道管敷設工事に対する補助金を拡充する。
- 十八、国道17号線と旧中仙道の交差点付近の水害対策を強める。
- 十九、羽田空港発着便の飛行ルートの変更は中止する。
- 二十、外国人労働者の権利擁護の法制度を整備する。未権利状態を放置したまま、出入国管理法の改定で、外国人の受け入拡大を行わない。

(2) 県への要望

- 一、緑川の拡幅整備を進め、内水対策を強める。定期的に清掃する。河川脇の柵は見通しが良いものに一部改善が行われたが、全域での改善をする。
- 二、交番の体制を充実する。蕨市民公園に交番を設置する。
- 三、小・中学校における少人数学級を拡大する。
- 四、教員の正規雇用を増やす。産休・育休・病休などの代替教員を確実に確保し、欠員を生じさせない。
- 五、長期欠席の障がい児に対して訪問教師を配置して在宅授業を実施する。
- 七、国民健康保険制度において、国保会計への法定外繰入など、市町村の自主性を認める。
- 八、後期高齢者医療広域連合に補助金を出す。
- 九、蕨市または近隣市に障がい者入所施設を設置する。
- 十、重度障害者医療助成制度は、65歳をこえて重度障害になった人も助成の対象にする。
- 十一、乳幼児医療費助成制度を拡充する。
- 十二、学童保育の県基準を満たすために補助金を拡充する。
- 十三、無料低額宿泊所について、入所者の人権を守るために実態把握と入居環境の改善を行う。入所ガイドラインは改善する。
- 十四、自治体病院に補助金を出すこと。医師の確保に努力する。
- 十五、信号機設置予算を増額し、蕨市北町1丁目市民体育館南側、元蕨法華田線と蕨中央通り線の交差点、元蕨法華田線と主要地方道朝霞蕨線の交差点など市が要望している箇所に信号機の設置を急ぐこと。音響信号機を増やす。
- 十六、JR駅のエレベーター・エスカレーターの維持費への補助を行う。
- 十七、錦町土地区画整理事業へ国が十分な補助金を交付するよう国に強く要請する。
- 十八、性犯罪等犯罪被害者専門相談電話（アイリスホットライン）を365日24時間受付ができるよう体制を

以上
整備する。